

埼玉県県土整備部公共嘱託登記業務（単価契約） 一般競争入札（事後審査型）試行要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、埼玉県県土整備部が発注する公共嘱託登記業務（単価契約）の委託契約（以下「業務」という。）に係る一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」（電子入札システムにおける呼称は「ダイレクト入札」）という。）を執行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象業務）

第2条 事後審査型入札の対象とする業務は、電子入札システムにより一般競争入札に付する業務で、入札参加資格の審査を入札執行後に行う業務として当該委託業務の発注機関の長（以下「発注機関の長」という。）が指定したものとする。

（参加資格）

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- 二 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- 三 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- 四 埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の設計・調査・測量業務に登載されている者であること。
- 五 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- 六 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- 七 土地家屋調査士法（昭和25年7月31日法律第228号）第26条の規定による土地家屋調査士法人又は同法第63条の規定による公共嘱託登記土地家屋調査士協会若しくは司法書士法（昭和25年5月22日法律第197号）第26条の規定による司法書士法人又は同法第68条の規定による公共嘱託登記司法書士協会であること。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に定める事項に係る参加資格を定めることができるものとする。

- 一 一定の資格を有する技術者の数
- 二 一定基準を満たす委託業務の実績
- 三 本社、支社、営業所等の所在地
- 四 当該業務に配置予定の技術者
- 五 その他部発注機関の長が必要と認める事項

（公告内容等の決定）

第4条 発注機関の長は、各発注機関に設置する入札参加資格審査委員会（指名業者選定委員会等をもってこれに代えることができる。）に諮り、前条に定める参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

（入札の公告）

第5条 公告は、対象工事の発注機関において様式第1号を電子入札システムにより掲示して行うものとする。

(仕様書等)

第6条 仕様書、業務概要等（以下「仕様書等」という。）は、電子入札システムにより掲示するものとする。

2 入札参加希望者からの質問及びその回答は、電子入札システムにより入札参加希望者に周知するものとする。

(業務説明)

第7条 業務説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札参加)

第8条 入札参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し「競争参加資格確認申請書」を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。なお、当該申請書提出時に「ダイレクト入札参加申請書.pdf」ファイルを添付する。

2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

(入札保証金)

第9条 入札保証金の納付及び減免については、埼玉県財務規則（以下「財務規則」という。）第93条によるものとする。

2 入札保証金は、入札後、様式第2号の請求書に基づき、これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当するものとする。

3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法第234条第4項の規定により還付しないものとする。

(入札金額見積内訳書)

第10条 入札参加者から、初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めるものとする。

(入札の執行)

第11条 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しないものとする。

但し、発注機関の長が次の条件に該当すると認めた場合は、入札に参加する者の数が1人であっても入札を執行するとして、公告するものとする。

一 入札参加要件(地域要件を含む)を十分緩和して一般競争入札に付す業務であること。

二 土地家屋調査士法及び司法書士法の規定により、登記業務は土地家屋調査士及び司法書士の業務とされていることから、入札執行時に、入札参加者が1人となる可能性を否定しきれないものであること。

2 再度入札は1回までとする。

(不調時の取扱い)

第12条 再度入札によっても、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者（以下「落札候補者」という。）がない場合は、日時を改めて一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付することができないときは、随意契約によることができるものとする。

2 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。

(入札の辞退)

第13条 埼玉県公共工事等電子入札運用基準によるものとする。

(入札の無効)

第14条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

一 競争参加資格確認申請書を提出しない者がした入札

二 参加資格審査のために発注機関の長が行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札

三 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

四 電報、電話及びファクシミリによる入札

- 五 明らかに連合によると認められる入札
- 六 虚偽の競争参加資格確認申請書を提出した者がした入札
- 七 その他公告に示す事項に反した者がした入札
(落札決定の保留)

第15条 発注機関の長は、落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

(参加資格の審査に必要な書類の提出)

第16条 発注機関の長は、落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「第一順位の落札候補者」という。）に対し、速やかに様式第3号によりファクシミリ及び電話により連絡し、次項に定める書類の提出を求めるものとする。

2 第一順位の落札候補者は、参加資格の有無及び契約保証金の取扱いを確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第4号。以下「確認申請書」という。）に一般競争入札参加資格等確認資料（様式第5号。以下「確認資料」という。）を添えて、発注機関の長に提出しなければならない。

3 財務規則第81条第2項第3号に基づき契約保証金の納付の減免を希望する者は、該当業務の委託契約書の写し及び業務完成検査結果通知等履行を証明するものの写しを確認資料に添付しなければならない。

4 前二項の書類は、第1項の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日（土曜日、日曜日、休日及び年末年始（以下「休日」という。）を除く。）以内に持参により提出しなければならないものとする。

但し、発注機関の長がやむを得ないと認めたときは、別に指定した日までに持参により提出しなければならない。

5 第一順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないとき又は参加資格の審査のために発注機関の長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

6 前項に規定する場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると発注機関の長が認めるときは、指名停止要綱に係る報告手続などの措置を講ずるものとする。

(参加資格の審査)

第17条 発注機関の長は、入札参加資格要件に基づき、第一順位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者を失格とし、次に低い価格を提示した落札候補者（以下「次順位の落札候補者」という。）について審査を行う。この場合において、前条及び本項中「第一順位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み替えるものとする。入札価格の低い順に落札候補者について順次審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

2 同額の入札を行った落札候補者がいる場合にはくじにより審査の順序を決定する。

3 第1項の審査は、入札書、確認資料等により行うものとする。

4 参加資格の審査は前条第4項に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に行わなければならない。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

5 参加資格の審査は、入札参加資格審査結果調書（様式第6号）により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

(落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定)

第18条 発注機関の長は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより通知するものとする。

2 発注機関の長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適格通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくな

ったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

(入札参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第19条 入札参加資格不適合通知書を受理した者が、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、前条第2項の通知の日の翌日から起算して原則として5日(休日を除く。)以内に、発注機関の長に対して入札参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

2 入札参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、苦情申出書(様式第8号)を持参又は郵送することにより行うものとする。

3 発注機関の長は、第1項の説明を求められたときは、苦情申出書を受理した日の翌日から起算して原則として5日(休日を除く。)以内に、回答書(様式第9号)により回答するとともに、速やかに苦情申出書及び回答書の写しを県土整備部長及び総務部入札企画室長に送付するものとする。

4 当該苦情の申出は、第18条第1項の事務の執行を妨げないものとする。

(契約保証金)

第20条 契約保証金の納付及び減免については、財務規則第81条に基づくものとする。

2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、様式第2号の請求書に基づき、これを還付するものとする。

3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法第234条の2第2項の規定により還付しないものとする。

(その他)

第21条 この要綱に特別の定めがない事項は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準並びに一般競争入札及び指名競争入札に関する諸規程等の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から適用する。

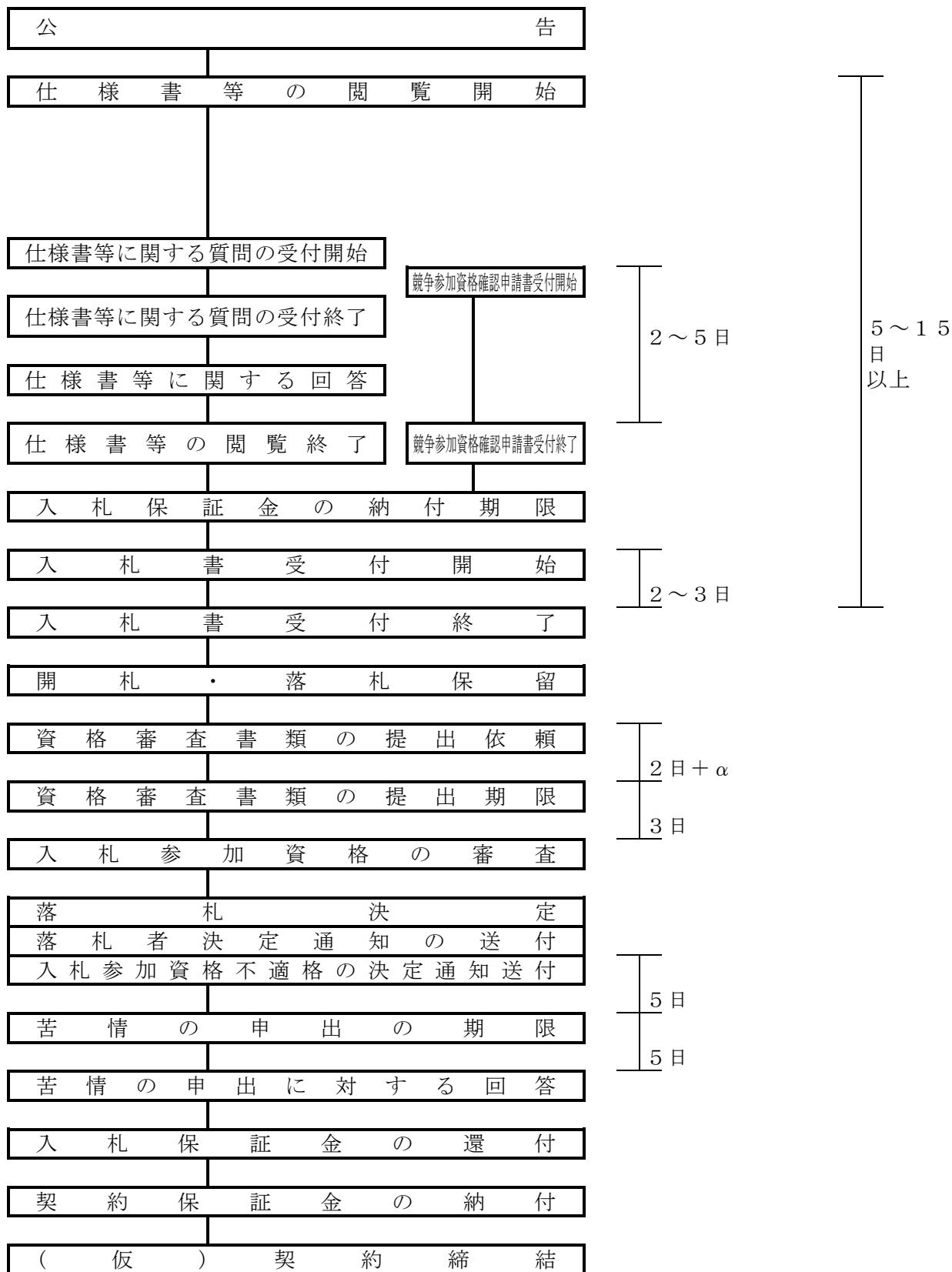
附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

公共嘱託登記業務(単価契約)一般競争入札(事後審査型)事務処理体系図

標準日程

見積期間



- (注) 1 標準日数は、休日を含まない。
 2 「仕様書等の閲覧開始」から「仕様書等に関する質問の受付終了」までの期間は仕様書等の多寡を勘案し、必要十分な期間を確保するものとする。

埼玉県委託業務一般競争入札（事後審査型）公告

公共嘱託登記（〇〇に関する登記）（※〇〇は、表示又は権利を記載。）業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。
なお、本公告に記載のない事項については埼玉県県土整備部公共嘱託登記業務（単価契約）一般競争入札（事後審査型）試行要綱の規定によるものとする。

年 月 日

発注機関の長

記

1 入札対象業務

(1) 業務名

公共嘱託登記（表示に関する登記 **※又は権利に関する登記**）業務委託（単価契約）

(2) 登記対象不動産の存する箇所

〇〇県土整備事務所管内

(3) 契約期間

契約の確定の日から 年 月 日まで

(4) 設計金額

（8 百万円以上の場合）「入札執行後に公表する。」と記載。

（8 百万円未満の場合）「〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含まない。）」と記載。

(5) 業務概要

ア 目的

埼玉県■■■県土整備事務所所管の道路事業、河川事業、ダム砂防事業及び都市計画事業のために必要な土地の取得に伴う〇〇に関する登記

（※■■■は、県土整備事務所名を記載。）

（※〇〇は、表示又は権利を記載。）

イ 業務内容

仕様書のとおり

2 入札手続等の方法

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

3 競争参加資格確認申請書の提出等

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に電子入札システムにより競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に「ダイレクト入札参加申請書.pdf」ファイルを添付し提出する。

年 月 日（ ）午前 時 分から

年 月 日（ ）午後 時 分まで

4 入札執行の日時等

入札執行の日時等は、次のとおりである。

なお、変更する場合は、電子入札システム上で案内する。

(1) 入札書提出期間

年 月 日 () 午前 時 分から

年 月 日 () 午後 時 分まで

(2) 開札日時

年 月 日 () 午前/午後 時 分

5 入札に参加できる者の形態

単体とする。

6 入札に参加する者に必要な資格

本業務の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 次の要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。

エ ○○・○○年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）の設計・調査・測量業務に登録されている者であること。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

キ **※表示に関する登記の場合**

土地家屋調査士法（昭和25年7月31日法律第228号）第26条の規定による土地家屋調査士法人又は同法第63条の規定による公共嘱託登記土地家屋調査士協会で、土地家屋調査士法第4条に規定する土地家屋調査士となる資格を有する者で土地家屋調査士名簿に登録された者（以下「土地家屋調査士」という。）を ○○年○月○日現在8人以上保有し、業務期間中にも8人以上保有できるものであること。

ただし、埼玉県の他の地域機関から同様の業務を請け負う場合の資格者の人数は、埼玉県の他の地域機関が指定する資格者の人数と重複して数えることはできない。

※権利に関する登記の場合

司法書士法（昭和25年5月22日法律第197号）第26条の規定による司法書士法人又は同法第68条の規定による公共嘱託登記司法書士協会で、司法書士法第4条の規定による司法書士となる資格を有する者で司法書士名簿に登録された者（以下「司法書士」という。）を ○○年○月○日現在3人以上保有し、業務期間中にも3人以上保有できるものであること。

ただし、埼玉県の他の地域機関から同様の業務を請け負う場合の資格者の人数は、埼玉県の他の地域機関が指定する資格者の人数と重複して数えることはできない。

※共通事項…業務期間中の人数は、発注機関の実情に応じて増加する場合がある。

ク 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了していること。

ケ 埼玉県内に営業所があること。

(2) 次のいずれかの業務実績を有すること

ア 入札に参加しようとする者は、〇〇年〇月〇日から 〇〇年〇月〇日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体（埼玉県が出資する指定出資法人を含む。）との業務委託契約により、表示に関する登記業務（※又は権利に関する登記業務）を履行した実績を有すること。

イ 民間との業務委託契約により、表示に関する登記業務（※又は権利に関する登記業務）を履行した実績を有すること。

(3) 次の要件を満たす有資格者を本業務に配置できること。

※表示に関する登記の場合

土地家屋調査士の資格を有する者を、この業務の技術管理者に配置できること。

ただし、埼玉県の他の地域機関から同様の業務を請け負う場合の技術管理者は、埼玉県の他の地域機関における技術管理者と兼任することはできない。

※権利に関する登記の場合

司法書士の資格を有する者を、この業務の技術管理者に配置できること。

ただし、埼玉県の他の地域機関から同様の業務を請け負う場合の技術管理者は、埼玉県の他の地域機関における技術管理者と兼任することはできない。

7 入札参加資格の有無の確認

埼玉県県土整備部公共嘱託登記業務（単価契約）一般競争入札（事後審査型）試行要綱に基づき入札執行後に確認する。

8 仕様書等の公開

仕様書等は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。

公開日 年 月 日

9 仕様書等に関する質問

仕様書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書を電子入札システムにより提出すること。

(1) 受付期間

年 月 日 () 午前 時 分から
年 月 日 () 午後 時 分まで

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、年 月 日 () に電子入札システム上で掲示する。

10 最低制限価格

設定する。 **(設計金額5百万円以上の場合)**

設定しない。 **(設計金額5百万円未満の場合)**

11 入札保証金

免除する。

ただし、6 (2) イの業務実績のみを有する場合は、次により入札保証金を徴収する。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の108に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）の100分の8以上（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次の場所に

ファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は受理しない。

(3) 場所

〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県〇〇市〇〇〇〇〇番地

埼玉県〇〇〇事務所 〇〇担当

電話〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ファクシミリ〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(4) 依頼書提出期間

〇〇年〇〇月〇〇日 () 午前〇時〇〇分から

〇〇年〇〇月〇〇日 () 午後〇時〇〇分まで

(5) 納付期限

〇〇年〇〇月〇〇日 ()

(6) 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次の場所にファクシミリにて提出するとともに、電話で着信確認を行うこと

ア 提出先

〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県〇〇市〇〇〇〇〇番地

埼玉県〇〇〇事務所 〇〇担当

電話〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ファクシミリ〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

イ 提出期限

〇〇年〇〇月〇〇日 () 午後〇時〇〇分まで

※入札書提出締切り日時で設定

(7) 次のとおり有価証券を担保として持参により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権額（下記ア(ウ)にあつては、保証額）と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締に関する法律（昭和29年法律第19号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出先

〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県〇〇市〇〇〇〇〇番地

埼玉県〇〇〇事務所 〇〇担当

電話〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 ファクシミリ〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

ウ 提出期限

〇〇年〇〇月〇〇日 () 午後〇時〇〇分まで

※入札書提出締切り日時で設定

(8) 次のいずれかに該当する者は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送または宅配便により上記(6)イの提出先に同(6)イに示す期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。以下同じ。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送又は宅配便により上記(6)アの提出先に同(6)イに示す期限までに提出した者

(9) 入札保証又は入札保証保険の期間は以下の期間を含むこと。

入札書提出日から 年 月 日

※確実に契約を締結できる年月日で設定

(10) 落札者以外の入札保証金は入札の終了後に還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ、口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は還付しない。

12 契約保証金

(1) 落札者は契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。

(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（ウにあっては、保証金額）と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証証書

(3) 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする履行保証契約を締結した者

ウ 財務規則第81条第2項第3号に該当する者

(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。

ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

13 支払条件

業務完了後の検査に合格したとき、支払いを請求するものとする。

14 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しない。

(※又は入札に参加する者の数が1人であっても、入札を執行する。)

(2) 入札書に記載する金額

この入札に基づき落札した者と締結する登記委託契約単価契約は消費税額及び地方消費税額を含まない単価で契約を行い、当該契約に基づく発注の際に、契約単価に発注数量を乗じて得た額に消費税額及び地方消費税額を加算することとするので、入札者は消費税額及び地方消費税額を含まない金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書を電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は1回までとする。この場合は、電子入札システム上で案内する。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

埼玉県公共工事等電子入札運用基準によるものとする。

(6) 独占禁止法など関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) 電子くじ

第一順位の落札候補者となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、電子システムにより電子くじを実施して第一順位の落札候補者を決定する。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 競争参加資格確認申請書を提出しない者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

エ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより提出した者がした入札

オ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

カ 談合その他不正行為があったと認められる入札

キ 入札書提出後に入札参加資格の確認を行う場合において、入札公告等又は入札執行者の指示による書類を提出しない者がした入札

ク 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

ケ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を入札執行者に受理された者がした入札

コ 紙入札による場合で、次のいずれかに該当する入札をした者がした入札

(ア) 入札者の押印がないもの

(イ) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印がないもの

(ウ) 押印された印影が明らかでないもの

(エ) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

(オ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(カ) 他人の代理を兼ねた者がした者

(キ) 2以上の入札書を提出した者がしたものの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの

サ その他公告に示す事項に反した者がした入札

15 その他

(1) 埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づいて入札に参加すること。

(2) 提出された確認申請書及び確認資料は返却しない。

(3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。

(4) 入札参加者は、入札後、この公告、仕様書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16 この公告に関する問い合わせ先

埼玉県〇〇市〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇事務所 〇〇担当

電話〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 ファクシミリ〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※前年度中に入札を行う場合は、15を16に、16を17にとし、15として次を追加すること。

15 契約の特定条件

(1) 年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(2) 発注限度額は、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円とする。

請 求 書

年 月 日

(あて先)

発注機関の長

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

(入札保証金 / 契約保証金) について、下記のとおり、還付請求いたします。

記

・金 _____ 円

・振込先

_____ 銀行 _____ 支店

当座預金 / 普通預金

口座番号 _____

(・債権者コード _____)

○整 第 号
年 月 日

落札候補者通知書

様

発注機関の長
(公印省略)

貴方が先に入札した下記業務について、貴方が落札候補者となりましたので、入札公告に示す一般競争入札参加資格等確認申請書に、一般競争入札参加資格等確認資料を添えて、持参により提出してください。

記

| | |
|------|--|
| 公告日 | 年 月 日 |
| 開札日 | 年 月 日 |
| 業務名 | |
| 業務箇所 | |
| 提出期限 | 年 月 日 |
| 提出日 | 埼玉県〇〇県土整備事務所 部 〇〇担当 担当者： 電話048-〇〇〇-〇〇〇〇 |

一般競争入札参加資格等確認申請書

年 月 日

(あて先)

発注機関の長

住 所

商号又は名称

代 表 者

印

下記業務の入札公告に示された、一般競争入札参加資格等確認資料を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告年月日

年 月 日

2 業務名

3 業務箇所

4 連絡先

(1) 担当者所属・氏名

(2) 電話番号

(3) 電子メールアドレス

一般競争入札参加資格等確認資料

名称 _____

1 対象業務に対応する資格に係る登録年月日

| 名 称 | 登録年月日 | 登録先 |
|-----|----------|-----|
| | 年 月 日 登録 | |

2 営業所の所在地

3 公告で定める
土地家屋調査士
・
司法書士
の人数

| |
|---|
| 人 |
|---|

4 公告で定める
土地家屋調査士
・
司法書士
の氏名及び登録番号

| 商号又は名称 | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 氏 名 | 登 録 番 号 | 氏 名 | 登 録 番 号 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(注) 有資格者のうち公告で定める（土地家屋調査士・司法書士）について、氏名及び登録番号を記載する。

また、有資格者ごとに以下の書類の写しをA4で作成し、当様式に添付すること。

- (1) 登録事項証明書又は有資格者であることを証する書類
- (2) 健康保険被保険者証又は給与支払明細書（公告で定める雇用関係の基準日の月、及びその前月のもの）等。公益法人にあっては社員名簿

5 公告で定める登記業務の履行実績

| | |
|---------|-----------|
| 業 務 名 称 | |
| 発 注 機 関 | |
| 業 務 箇 所 | |
| 契 約 金 額 | |
| 履 行 期 間 | 年 月 ～ 年 月 |
| 受 注 形 態 | 単 体 |

(注) 上記の登記業務委託契約書の写し及び委託業務完了検査結果通知等の履行を証明するものの写しを添付すること。

6 当該業務に配置を予定している技術者

(1) 技術管理者

| | 決定 ・ 予定 (※○で囲む) |
|---------------|-----------------|
| 予 定 者 名 | |
| 所 属 事 務 所 名 | |
| 生 年 月 日 (年 齢) | |
| 最 終 学 歴 | |
| 法 令 に よ る 免 許 | |
| (取 得 年 月 日) | |
| (登 録 番 号 等) | |

(注)

公告で定める技術管理者の要件を満たしている有資格者を記載し、登録事項証明書又は有資格者であることを証する書類の写しを添付すること。但し、4の公告で定める（土地家屋調査士・司法書士）の氏名及び登録番号に記載した者と兼ねる場合は、この限りでない。

◎ 契約保証金の減免に対する希望

| |
|-----------------|
| 希望 (する / しない) |
|-----------------|

(注) 希望する場合は、過去2年の間に埼玉県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し数回以上すべて誠実に履行したことについて、その契約書の写し及び履行を証明するものの写しを添付すること。この場合において、入札参加条件となる履行実績に係る書類と兼ねることができる。

但し、保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約又は保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする履行保証契約を締結し、その保険証券を提出することにより契約保証金の納付の減免を希望するものについては、添付する必要はない。

入 札 参 加 資 格 審 査 結 果 調 書

| | |
|-------|-------|
| 業務名 | |
| 業務箇所 | |
| 開札日 | 年 月 日 |
| 落札候補者 | |

【資格要件】

| | | |
|-----------|---|---------|
| 入札参加資格 | 適 | 否（理由： ） |
| 資格者名簿への登載 | 適 | 否（理由： ） |
| 指名停止中でない | 適 | 否（理由： ） |
| 事務所の所在地 | 適 | 否（理由： ） |
| 業務実績 | 適 | 否（理由： ） |
| 配置予定管理技術者 | 適 | 否（理由： ） |
| | | |
| | | |
| | | |

【確認結果等】

上記のとおり落札候補者が 適格 ・ 不適格 であることを確認しました。

年 月 日

確認者 職・氏名

- 注 1 審査項目は、適・否のいずれかに○印を付し、否の場合はその理由を記載すること。
 2 必要のない審査項目は抹消し、必要に応じ適宜審査項目を追加する。

入札参加資格不適合通知書

様

発注機関の長

貴方が先に入札した下記業務について、貴方の入札参加資格を審査した結果、下記の理由により入札参加資格を満たさないと認めましたので通知します。

記

| | |
|----------------------------|-------|
| 公 告 日 | 年 月 日 |
| 開 札 日 | 年 月 日 |
| 業 務 名 | |
| 業 務 箇 所 | |
| 入札参加資格 を満たさない と認めた理由 | |

《苦情の申立について》

入札参加資格を満たさないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができますので、本通知の日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に苦情申立書を〇〇担当に提出してください。

様式第8号

苦 情 申 出 書

年 月 日

(あて先)

発注機関の長

1 苦情申出者

| | |
|---------|--|
| 住 所 | |
| 電 話 番 号 | |
| 商号又は名称 | |
| 代 表 者 名 | |

2 苦情申出の対象となる業務名

| | |
|-------|--|
| 業 務 名 | |
|-------|--|

3 苦情のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

○ 整 第 号
年 月 日

〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇〇〇〇事務所
〇〇〇〇 様

発注機関の長

回 答 書

年 月 日付けで苦情申出があった件について、下記のとおり回答します。

記

1 苦情申出の対象とされた業務名

| 業 務 名 | |
|-------|--|
| | |

2 苦情のあった事項

3 2の主張の根拠とされた事項

4 回答内容